

組合相談コーナー 理事会に欠席した理事の責任について

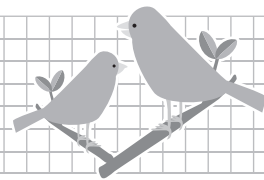
Q 本年度の通常総会において理事に選任されました。都合で理事会に出席できず、書面議決書も提出しなかった場合は、賛成したものとみなされますか。

A 中小企業等協同組合法において、「理事は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない（第36条の3第1項）」とされています。

理事会に欠席した者は、決定事項について賛成したものと見做されず、したがって、その決定の段階までは責任はありません。しかし、理事は、組合の業務について総合監視の責任があり、理事会が開催されたこと、また当該決定がなされたことを知っていながら、決定から執行までの段階で、これを止むべき何らの措置をとらなかったときは、理事としての一般的任務懈怠の責任は免れ得ません。

また、組合の理事は、個人的信頼に基づき選任され、かつ、組合との委任契約を締結したものであるため、その権利の行使及び義務の履行は理事自らの意思及び行為として行われるべきで、理事会に出席できない場合に代理人によって議決権を行使することはできません。

話題の広場



中央会事業より

官公需受注対策懇談会を開催

7月24日(木)、ホテルメトロポリタン秋田(秋田市)において、官公需受注を目指す組合を対象とした官公需受注対策懇談会を開催し、関係者など31名が出席しました。

懇談に先立ち、岩手県総合建設業協同組合(岩手県盛岡市)の梅木幹夫専務理事より、「官公需適格組合制度の活用による共同受注事業の取り組み事例について」と題して講演が行われました。当組合は、県及び市町村の出先機関に直接営業を行う際に、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の方針」で活用を求めている官公需適格組合であることの強みを最大限に活かし、少額工事等の随意契約を獲得しています。

講演の中で梅木専務理事は、「組合に頼めば何でもやってくれるという認識をもってもらうこと」、「他社のやりたがらない仕事を受けること」、「仕事は建設会社からもらうのではなく、直接営業して獲ってくること」等の営業方針を徹底することで受注を獲得している事例が紹介され、官公需受注のみならず共同受注事業の運営面においても大いに参考になりました。

引き続き、行政機関からの情報提供として、秋田県建設部建設政策課建設業班の石澤副主幹及び秋田県出納局総務事務センターの菅原主幹、秋田地域振興局総務企画部の川上総務経理課長より各機関における発注・入札等の状況について説明が行われ、その後、組合における官公需受注の現状と課題、今後の方策などについて意見交換を行いました。出席者からの主な意見・要望等は次のとおりです。

【印刷業】中央会の協力を得て、オープンカウンターで発注する印刷物についての最低制限価格制度の拡大要望を行い、段階的に見直しをいただいております。今後も、目標達成に向けて要望を続けたい。

【自動車整備】官公庁からの車検及び自動車整備の入札に際し、きちんと認証書を確認する等の手続きを厳格に行ってほしい。また、市町村での入札に対し、ダンピングを防止する措置をとってほしい。

【管工事業】県外の労務単価が高いため、労働力が県外に流出してしまい、労働力不足により入札に参加できなかったり、落札しても工期内に終わらないような状況に置かれており、地元業者が受注できるよう、専門業者の育成という大きな視点に立っていただきたい。



【懇談会の様子】